主

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告趣意のうち、憲法二九条一項、三一条違反をいう点は、保釈保証金没取決定に対し、被告人本人およびその代理人である弁護人ならびに検祭官は、不服の申立(抗告)をすることができるのであつて、事後に不服申立の途が認められれば、予め告知、弁解、防禦の機会が与えられていないからといつて、右没取決定が違憲とは認められないことは、当裁判所大法廷の判例(昭和四二年(し)第七号同四三年六月一二日決定)の趣旨に徴し明らかであるから、論旨は理由がなく、その余は、単なる訴訟法違反、事実誤認の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由に当たらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

## 昭和四三年七月一〇日

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	_
裁判官	草	鹿	浅 之	介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外
裁判官	色	Ш	幸太	郎